

## 中小企業者等特別支援金の創設について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の事業収入等が平成31年（令和元年）中の事業収入等と比較して30%以上減少している事業者に対して支援金を支給します。

**補正額 1億8328万円**

### ■目的

新型コロナウイルス感染症による影響が拡大・長期化していることに伴い、事業収入等が減少した事業者への支援するため実施します。

### ■内容

令和2年中の事業収入等<sup>※1</sup>が、平成31年（令和元年）中の事業収入等<sup>※2</sup>と比較して、30%以上減少している事業者に対し、10万円（市内で複数店舗等を運営する事業者は20万円）を支給します。

※1：国や都、市から事業に関連して支給された給付金のうち、課税対象となるものを含む

※2：100万円以上であること

### ■支給要件

- ・中小企業者等であること
- ・令和元年12月31日以前から市内で事業を実施し、現在も事業を実施していること
- ・市が認める感染拡大防止策（飛沫感染防止、接触感染防止、体調管理の徹底、3密防止）を実施していること
- ・緊急事態措置期間及びまん延防止等重点措置期間で営業時間短縮等の協力や休業要請に従うこと
- ・政治団体や宗教団体でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと

### ■申請期間

令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

### ■申請方法

受付は原則、郵送（締切日の消印有効）

### ■問い合わせ

市民部産業振興課 0422-60-1832